最終更新日：2018年7月4日
高砂香料工業株式会社
代表取締役社長　桝村　聡
問合せ先：取締役常務執行役員　川端　茂樹
証券コード：4914
http://www.takasago.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
（1）株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、株主のほか従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
（2）会社情報を適時・適切に開示し、透明性の確保に努めます。
詳しくは、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。なお、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下は、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しています。

(原則1－4．いわゆる政策保有株式)
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第4条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

なお、当社は2017年3月末時点における政策保有株式について保有の合理性を検証し、取締役会において確認しております。今後も継続的に検証を進め、株式保有先との対話を通して保有金額の圧縮や適正化に努めます。

(原則1－7．関連当事者間の取引)
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

(原則3－1．情報開示の充実)
（1）企業理念、経営基本方針及び企業憲章については以下当社ウェブサイトをご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/vision.html

（2）当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」については以下をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

（3）当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第22条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

（4）当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第15条及び第17条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

（5）当社の取締役及び監査役の選任基準は、基本方針第15条及び第17条の記載のとおりです。また、取締役・監査役候補者の個々の選任・指名の理由については、それぞれ株主総会参考書類に記載しています。

(原則4－1（1））
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第10条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

(原則4－8．独立社外取締役の有効な活用)
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第12条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

(原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第16条及び基本方針（別紙）をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

(補充原則4－11（1））
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条及び第15条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

(補充原則４－１１（２））
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第18条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

(補充原則４－１１（３）)
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第21条をご参照ください。
なお、本年の取締役会の実効性評価の結果については、「当社取締役会の実効性評価の結果の概要について」をご参照ください。
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1588764

(補充原則４－１４（２）)
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第19条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

(原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針)
当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第23条をご参照ください。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,846,100	14.42
日本生命保険相互会社	1,468,910	7.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	947,146	4.80
共栄火災海上保険株式会社	750,870	3.80
中江産業株式会社	720,720	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	708,833	3.59
HSBC BANK PLC - MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	696,000	3.53
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	486,681	2.47
株式会社紀陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	471,865	2.39
GOLDMAN, SACHS&CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	436,271	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	３月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野依 良治	学者										△	
松田 浩明	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

野依 良治	○	野依良治氏は、平成27年3月まで、独立行政法人理化学研究所の理事長を務めておりました。当社は平成29年度、独立行政法人理化学研究所に対し、同研究所100周年記念事業への協力も含め、研究支援目的で50万円を寄附しております。	野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わったほか、研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏の研究者としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は当社の事業の競争力を高め企業価値向上に資すると判断しております。なお、当社は同氏が平成27年3月まで理事長を務めていた独立行政法人理化学研究所に対し、研究支援目的での寄付を行っておりますが、金額は僅少にとどまっております。また、同氏は東レ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社と東レ株式会社の間には特別の関係はなく、当社の「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、当社からの独立性を有しております。一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。
松田 浩明	○	松田浩明氏は、元々、リソルテ総合法律事務所のパートナー弁護士として、当社と顧問契約を締結しておりました。現在、当社は、同事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、平成29年4月から平成30年3月までの当社と同事務所との取引金額総額は2百万円です。	松田浩明氏は、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏の法律専門家としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は、透明性の確保・経営監視の向上に非常に有用であると判断しております。なお、当社と同氏が所属するリソルテ総合法律事務所との取引金額及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、同事務所は、当社を主要な取引先とする者もしくは役員報酬以外に多額の金銭等を得ている法律専門家には該当せず、当社からの独立性を有しております。一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行っております。また当社内部監査部門は内部監査結果を監査役に報告し、監査役は、必要に応じ内部監査部門を活用できることとしております。さらに監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 一清	他の会社の出身者													○
中江 康男	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 一清	○	該当事項はありません。	大西一清氏は、その独立性に影響を及ぼし得る特段の属性を有しておりません。また、長年の行政機関での職歴を通じて培われた高い専門性と幅広い経験・識見を有しております。当社からの独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。
中江 康男	○	該当事項はありません。	中江康男氏は、その独立性に影響を及ぼし得る特段の属性を有しておりません。また、長年の事業法人経営者としての職歴を通じて培われた企業経営全般に関する豊富な経験と幅広い識見を有しております。なお、中江康男氏が代表取締役社長を務める株式会社中江産業は当社の株主ですが、平成30年3月時点の議決権保有割合は3.7%であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、主要株主には該当しないため、当社からの独立性を有しております。一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員としての役割を十分に果たしていただけると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

・当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
・「社外役員の独立性に係る基準」は、当社ウェブサイトにて公開しています。
http://www.takasago.com/ja/aboutus/cg_policy_2017.pdf

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役の報酬等の開示については、事業報告及び有価証券報告書に開示しております。
2018年3月期　取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬　111百万円
2018年3月期　監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬　11百万円
2018年3月期　社外役員に支払った報酬　35百万円
(取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第22条(取締役の報酬等)において、以下の事項を定めています。
(1) 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとします。
(2) 業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、また、中長期的な業績と連動させるものとします。
(3) 社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役との連絡窓口として秘書室及び経営企画部が連携し、必要に応じて事前または事後説明を行える体制としております。また監査役の直轄組織として監査役室を設け、監査役室スタッフを配置するとともに、必要に応じ内部監査部門を活用できることとしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は社外取締役2名を含む11名からなる取締役会が経営上の意思決定に係る最高機関となっております。取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図っております。また、当社は執行役員制を導入しており、執行役員で構成される執行役員会が取締役会の下部組織として、迅速かつ的確な意思決定に努めるとともに、取締役会は経営監督機能の強化により重点をおいております。基本的に、取締役会、執行役員会はそれぞれ月1回開催し、経営会議は四半期に一度開催しております。特に執行役員会については、四半期に一度、海外拠点の執行役員も出席し、グローバルでの経営報告及び課題について情報を共有し、議論を行う場として位置づけております。
また、当社は、平成27年3月に取締役社長を委員長とするコーポレートガバナンス委員会を設置し、持続的な株主価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスに関わる重要事項につき審議し、取締役会へ上程する体制としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では取締役による経営判断の効率化と業務執行の迅速性を確保するため執行役員制を導入し、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行の分化を図っております。一方で取締役の任期を1年とすることで株主総会の信認の機会を十分確保し、経営責任をより明確化し持続的な経営機能の強化も図っております。また、監査役が各々の経験を活かして公正・中立的立場から経営への監査機能を発揮するとともに、内部監査部門及び会計監査人とも十分連携をとることで監査役会を一層有効に機能させ、経営者の恣意的判断の排除、任務懈怠の防止、継続的な会社の説明責任の確保にも努めております。当社では取締役会の企業統治機能と、社外取締役及び社外監査役による経営監視が十分に機能する体制が整っていると考え、監査役会設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途として発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	会計事務手続上の日程面での制約を考慮しつつも、株主の皆様の利便性向上をはかるべく集中日をなるべく避けた候補日選定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様の利便性向上のため、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の株主総会参考書類及び計算書類の英訳を行い、郵送による招集通知の発送前日に、当社ウェブサイトに掲載しました。
その他	電磁的データによる招集通知を、郵送による招集通知の発送日の前日に株式会社東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算時の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・決算短信・決算説明会資料・財務情報・株主総会資料、その他IR資料について以下のウェブサイトに掲載しております。 http://www.takasago.com/ja/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部内にIR/広報室を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ共通の企業憲章及び行動規範を制定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	コンプライアンス、EHS「Environment（環境）・Health（健康・衛生）・Safety（安全）」の推進にも積極的に取り組み、社会と共存する開かれた企業として、社会の一員としての責務を果たしてまいります。具体的な取り組みとして、当社グループ共通のEHS宣言に基づき、中長期計画「EHS100」を策定しております。取組みの詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。 http://www.takasago.com/ja/sustainability/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ共通の企業憲章に「企業情報の適時・適切な開示を行い、広く社会に対して透明性を高めることに努めます」を定めています。 また当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条に（適切な情報開示と透明性の確保）として以下事項を定めています。 （1）当社は、会社法、金融商品取引法、その他の適用ある法令及び金融商品取引所規程に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示します。 （2）当社は、法令に基づく開示以外の情報提供に関しても、企業憲章に基づき適時・適切な開示を行い、広く社会に対して透明性を高めることに努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程･決裁権限規程･稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大な損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、新たな損失リスクが予見される場合は、当該リスクを危機管理計画書の対象に定め、危機管理本部として対応することとしております。同危機管理計画書の対象にならないリスクに対しては、取締役会あるいは執行役員会が必要な対応をすることとしております。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ全体の目標として、3事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標･予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化･効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
グループ共通の企業憲章･行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全･労働安全衛生･保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。
2 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。
3 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
上記(3)項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標･予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定･フォロー･レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。
4 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
上記(4)項の企業憲章･行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

(7) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制
監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、上記(4)項の内部通報制度による通報並びに法令･定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合に、その費用は会社が負担することとしております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
「2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。

(9) 環境･衛生･安全を確保するための体制
人々の健康と安全を守り、地球環境保全に貢献する企業を目指し、環境･衛生･安全に関するEHS宣言を制定しております。また、安全統括本部を設置し、安全管理部において安全管理体制の再構築と環境保全の向上に努めております。さらに、製品の安全･安心の確保を重要事項とし、原材料から製品までの安全性を確保するため、品質保証部を主体とした、調査及び検証体制としております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力や団体に対しては、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨んでおります。
当社グループ企業憲章及び行動規範に、社会の秩序を乱す反社会的勢力に対して毅然と対応する事を定め、この原則を徹底しております。社内に対応部署を設け、平素より関係行政機関や地域企業と情報交換に努めております。また、事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、速やかに対処できる体制としております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値･株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。
この対応策は、2007年６月28日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入し、2010年６月25日開催の第84回定時株主総会、2013年６月26日開催の第87回定時株主総会及び2016年６月24日開催の第90回定時株主総会における承認を得て更新しております。（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）
本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値･株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。
なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。
具体的には、買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。
(1) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
(2) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を当社に提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される特別委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。特別委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル･アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価･検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。特別委員会は、買付者から提出された「買付説明書」の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。
特別委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。
当社取締役会は、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は本新株予約権の無償割当ての要件の該当可能性が問題となっている場合等、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。
本新株予約権は、金１円の金額を払い込むことにより行使し、普通株式１株を取得することができます。また、買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当該株式１株と引換えに本新株予約権１個を取得することができる旨の取得条項が付されております。
当社取締役会は、特別委員会の勧告または株主意思確認のための株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行い、速やかに決議内容を情報開示します。
本プランの有効期間は、2016年３月期の定時株主総会の終結の時より2019年３月期の定時株主総会の終結の時までの３年間とします。本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。
また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。
当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。
上記の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値･株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。
(1) 株主意思を反映するものである
イ．本プランは、2016年６月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。
ロ．本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。
ハ．取締役の任期を１年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が反映されます。
(2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値･株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。
更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された「買付説明書」「意向表明書」ならびに特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。
(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定
本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。
(4) 第三者専門家の意見の取得
特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル･アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止が可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。
(注) 以上は概要となりますので、詳しい内容に関しましては当社ウェブサイト2016年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」及び2016年6月24日付「「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」継続の承認及び当プランに関する特別委員会委員の候補者の一部変更に関するお知らせ」を御参照下さい。
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1360011
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1375233

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

